

令和7年4月（5月検針分）から簡易水道料金および下水道料金を改定します

本町の簡易水道事業および下水道事業は、人口減少や節水機器の普及により収入が減少する一方、施設の老朽化や下水道普及に伴う費用が増加し、今後、経営を維持することが非常に厳しい状況です。このような状況の中で、将来にわたって安全で安定的な水道水を供給するため、また、安全で清潔な生活環境を持続していくため、令和7年4月（5月検針分）から簡易水道料金および下水道料金を引き上げます。町民の皆様にはご負担をお掛けすることになりますが、ご理解ご協力をお願いします。

対象地域および改定料金については次のとおり

簡易水道料金 10㎥を超える使用は1㎥ごとに超過料		税込	
給水区域	料金区分	改定前	新料金
上野、大塚、高萩、垓、中山、山保、八之尻 （別所、沖村）、黒沢（入）、岩間、落居1区～ 6区、楠甫、宮原、葛籠沢、鴨狩津向	10㎥まで (基本料金)	770円	935円
	11㎥～100㎥ (1㎥当たり)	99円	121円
	101㎥～ (1㎥当たり)	110円	121円
落居7区、8区、五八、岩下、寺所	10㎥まで (基本料金)	880円	935円
	11㎥～100㎥ (1㎥当たり)	104円	121円
	101㎥～ (1㎥当たり)	104円	121円

下水道料金 基本料金を超える使用は1㎥ごとに超過料		税込	
給水区域	料金区分	改定前	新料金
市川・三珠地区 （農業集落排水および戸別浄化槽を除く）	10㎥まで (基本料金)	826円	1,000円
	11㎥～50㎥ (1㎥当たり)	105円	120円
	51㎥～200㎥ (1㎥当たり)	126円	140円
	201㎥～ (1㎥当たり)	149円	170円
六郷地区	20㎥まで (基本料金)	1,980円	2,200円
	21㎥～100㎥ (1㎥当たり)	99円	120円
	101㎥～500㎥ (1㎥当たり)	110円	130円
	501㎥～ (1㎥当たり)	121円	140円